

警察犬等審査要領

1 警察犬の受審資格

警察犬審査の申請犬種は、狂犬病法に定める「犬の登録」・「狂犬病予防注射」を行い、これを証明する鑑札・注射済証明書の交付を受けていること。

2 所有者・指導士の受審資格

- (1) 県内居住者（県境付近居住者を含む。）で警察からの出動要請にすぐに対応できること。
- (2) 健康で警察諸活動に理解を持つなど、適格性を有していること。
- (3) 本人及びその家族について、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがないこと。
- (4) 過去に警察犬、警察犬指導士として嘱託を受けていたが
 - ・ 刑罰を伴う法令に違反する行為があったとき
 - ・ 正当な理由がないのに警察からの出動要請を複数回拒否したとき
 - ・ その他警察犬の所有者又は警察犬指導士が警察運営上好ましくない事案を生じさせるなど委員会が審議して嘱託をしておくことが適当でないと認めたときの理由により嘱託を取り消されたことがないこと。

3 審査基準

審査は、申請時の書類審査（上記受審資格、受審回数の確認。資格のない場合は実地審査不可）及び申請する下記の部の実地審査により行うものとする。

功労警察犬登録時の審査及び永久功労警察犬登録後の審査は書類審査のみであるが、犬の確認を行うことから、実地審査当日若しくは書類審査以降実地審査当日までの間に、警察本部鑑識課員の確認を受けなければならない。

ただし、警察が主催する定期訓練等に参加し、同鑑識課員が確認している場合にはその限りではない。

(1) 足跡追及犬の部

- ・ 出発点には、コース設定者の臭気が付着した臭気布が遺留され、その臭気布を原臭に追及を開始する。
- ・ コース途中に、遺留物品を置く。
- ・ 追及ピンは、各屈折場所と最終地点に使用する。
- ・ 指導士は、犬との距離を保ちながら、引綱を把持し追従する。
- ・ コース途中、犬が遺留物品を発見した際は、指導士は速やかに審査員に告知する等適切な処理をする。
- ・ 犬がコースを著しく逸脱した時、又は意欲がないと認められる時は失格とすることが出来る。
- ・ 待機中や審査中における審査員の指示に従わない場合は失格とすることが出来る。
- ・ 所用時間は5分以内とする。

(2) 臭気選別犬の部

- ・ 選別台には、誘惑臭を付けた白布4点と、仮想犯人の臭い（対照臭）を付けた白

布1点の計5点を順不同に配置する。

- ・出発地点と選別台までの距離は10メートルとする。
- ・指導士は、選別台が確認できない出発点近くの所定位置（遮蔽幕）で待機し、審査補助者の指示により出発点に移動し犬に原臭を嗅がせて選別台の臭気布を選別持来させる。
- ・選別作業は4回実施し、3回連続して成功した場合、次に対照臭のないゼロ回答選別を行う。
- ・選別意欲がないと認める場合及び連続2回失敗した場合は中止させることができる。
- ・犬に対する指示は、
 - 原臭を嗅がせるとき
 - 出発点から出発させるとき
 - 帰路の態勢になったとき

のみとし、それ以外は特別の事情がない限り言うてはならない。

- ・所用時間は1回につき1分以内とする。

(3) 警戒犬の部

- ・指導士は、出発点において、犬を紐なし脚側停座させる。
- ・審査員の指示により常歩脚側行進で出発、最初の仮小屋を指示し、「前へ」「探せ」等の命令を与えて搜索させ、以後順次仮小屋方向を指示しながら犬を誘導前進させて搜索を実施させる。
- ・最終の仮小屋には、犯人が潜んでいるが、指導士は犬にこれを発見させて禁足咆哮させた後、審査員の指示により犯人を確保する。
- ・続いて犯人の護送を行うが、途中地点において、逃走を企てる犯人を、襲撃捕捉し護送させて終了とする。
- ・所用時間は5分以内とする。

4 採点方法

(1) 足跡追及犬の部

- ・正確度、追及意欲、動作、遺留品の発見状況等について採点する。
- ・各審査員の採点結果を集計し、その合計点を得点とする。

(2) 臭気選別犬の部

- ・正確度、選別意欲、動作等について各回毎に採点する。
- ・各審査員の採点結果を集計し、その合計点を得点とする。

(3) 警戒犬の部

- ・正確度、警戒意欲、動作等について採点する。
- ・各審査員の採点結果を集計し、その合計点を得点とする。

5 嘱託

警察犬等審査委員会において、

審査会における得点

地域的バランス

出動態勢

等を勘案して決定する。